

**A24** 低額譲渡に該当する場合には、時価で譲渡したものとみなして売上計上することになります。

(1) 著しく低い価額

著しく低い価額で資産を譲渡した場合とは、法人の役員に対する譲渡金額が、その資産の時価のおおむね50%に相当する金額に満たない場合をいいます。

ただし、譲渡資産が棚卸資産である場合には、みなし譲渡の場合に対価の額とみなされる課税標準に算入される金額とのバランスから、その棚卸資産の譲渡金額が、①その棚卸資産の課税仕入れの金額以上であり、②通常他に販売する価額のおおむね50%に相当する金額以上であれば低額譲渡に当たらず、実際の譲渡金額が資産の譲渡等の対価の額となります。

なお、法人が資産を役員に対し著しく低い価額により譲渡した場合でも、その資産の譲渡が、役員および使用人の全部につき一律にまたは勤続年数等に応ずる合理的な基準により普遍的に定められた割引率に基づいて行われた場合は、低額譲渡の取扱いはありません。

(2) 低額譲渡の課税標準

低額譲渡に該当する場合、課税標準に算入すべき金額は、実際の取引価額ではなく、その資産の時価となります。

(3) 資産の貸付けまたは役務の提供である場合

低額譲渡についても、みなし譲渡と同様に、その対象は資産の譲渡であり、資産の貸付けや役務の提供について役員に対して著しく低い価額で提供した場合であっても低額譲渡の対象とならず、通常取引価額を課税標準とする取扱いはありません。